

議第169号

京都市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

京都市駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年 5月16日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市駐車場条例の一部を改正する条例

京都市駐車場条例の一部を次のように改正する。

別表第4京都市山科駅前駐車場の項中「午前0時30分」を「午前1時」に
改め、同表京都市四条烏丸駐車場の項中「午前8時」を「午前4時30分」に、
「午前7時30分」を「午前4時30分」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案理由

定期駐車券により自動車等を駐車させることができる時間を延長する必要がある
ので提案する。